⑷　工事内容　本工事は病院新館増築工事及び外構工事、既存本館の改修工事を行うものである。　病院新館増築工事（鉄骨造地上５階建、免震構造）建築面積約1,650㎡、延床面積約7,750㎡、既存本館内部改修工事　施工面積約1,615㎡、駐輪場移設工事　移設面積約140㎡、外構工事　一式

⑸　工期　約23ヶ月以内（最終完成工期は平成31年度予定）ただし、新館新築・渡り廊下新築・接続部改修・屋外付帯工事は平成31年２月28日までの部分完成とする。

⑹　使用する主要な資機材

（建築）コンクリート約4,450㎥、鉄筋約545ｔ、鉄骨約962ｔ、板ガラス約960㎡、天然ゴム系積層ゴム（鉛プラグ挿入型）29基

（電気）高圧受変電設備1,400kVA、非常用発電機500kVA、ＵＰＳ設備40kVA、非常用蓄電池設備200Ah、昇降機３基（乗用１基、寝台用２基）

（機械）吸収式冷温水発生機80ＵＳＲＴ×２台、ユニット形空気調和器1,800～5,500ＣＭＨ×９台、ＧＨＰ20系統、ＥＨＰ10系統、手術室空調５系統、医療ガス　空気供給装置、吸引装置、ガス給湯器400号（50号×８連結）、循環ポンプ53ℓ／min、排水ポンプ（湧水用）100ℓ／min

2　競争参加資格

⑴　競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。

①　次の⑵から⒀までに掲げる条件を全て満たしている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター院長から独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター病棟等増築整備工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。

②　次の⑵から⑽までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（経常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。

⑵　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条及び第６条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同５条中の「特別の理由がある場合」に該当する。

⑶　厚生労働省から関東甲信越地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、関東甲信越地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

⑷　厚生労働省から関東甲信越地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が1,250点以上であること。また、⑶の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に客観点数が1,250点以上であること。ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については1,050点以上とする。

⑸　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（⑶の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑹　平成19年度以降に元請けとして完成、引渡しが完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①及び③の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

①　ＲＣ造、ＳＲＣ造又はＳ造地上３階建て以上、延床面積5,000㎡以上の病院の新築又は増築

②　ＲＣ造、ＳＲＣ造又はＳ造地上２階建て以上、延床面積2,500㎡以上の病院の新築又は増築

③　免震構造建築の新築又は増築

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　共同企業体の代表者である構成員又は単体有資格者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、共同企業体の代表者以外の構成員は、次に掲げる①の基準を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。

②　平成19年度以降に、⑹①及び③に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑾　共同企業体の構成員の数は２社又は３社とする。

⑿　共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の６以上であること。

⒀　共同企業体の代表者は、最大の施工能力を有する者とし、かつ、出資比率が構成員の中で最大であること。

⒁　電気設備工事、機械設備工事について、請負業者又は下請契約を締結する下請建設業者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者を専任で配置すること。

①　電気設備工事　一級電気工事施工管理技士の資格を有する者であること。

②　機械設備工事　一級管工事施工管理技士の資格を有する者であること。

3　入札手続等

⑴　担当部局　〒370―0829 群馬県高崎市高松町36　独立行政法人国立病院機構高崎総合医療センター企画課　企画課長　鈴木　康人　電話027―322―5901　内線2386

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成29年９月７日から平成29年10月20日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日８時30分から17時15分まで）⑴の担当部局にて交付する。交付にあたっては、実費を徴収する。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　平成29年９月８日８時30分から平成29年10月３日17時15分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）までに⑴の担当部局に持参又は郵送すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。）

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　平成29年10月30日10時00分　高崎総合医療センター管理棟１階シミュレーション室（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、平成29年10月27日17時15分までに⑴の担当部局に必着すること。）に持参すること。

4　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（２年のかし担保保証特約を付したものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の３以上とする。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

⑸　手続における交渉の有無　無

⑹　契約書作成の要否　要

⑺　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無